

## 鳴門教育大学発達臨床センター規則

令和3年3月10日  
規則第 6 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学発達臨床センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、発達の多様性に応じるための教員の専門性を向上させること、及び発達支援に係る地域支援により、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全ての教員に求められる発達の多様性に応じるための専門性の向上
- (2) 特別支援コーディネーター、特別支援学級、通級による指導を担当する教員、就学支援に関わる者の発達の多様性に求められる専門性の向上
- (3) 2E教育に関する実践研究など、発達の多様性に応じた学習及び社会情緒的支援の実践研究を行うこと。
- (4) 自立活動における支援内容・評価の検討など、特別支援学校・特別支援学級・通級による指導で求められる実践研究を行うこと
- (5) 発達の多様性に関する相談支援の充実
- (6) その他発達の多様性に応じることのできる教育の発展に関する業務

(職員)

第4条 センターに、センター所長、兼務を命じられた教員及びその他必要な職員を置く。

(センター所長)

第5条 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

(センター会議)

第6条 センターに、センター会議を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター所長
- (2) 兼務を命じられた教員
- (3) その他センター所長が必要と認めた者

3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。

4 議長は、センター会議を主宰する。

5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営方針に関する事項
- (2) センターの年度業務実施計画に関する事項
- (3) センター人事、予算に関する事項
- (4) センターの業務の実施に関する事項
- (5) その他センターの運営に必要な事項

(事務)

第7条 センターの業務に関する事務は、学術情報推進課において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。